

議案第294号

大阪市立保護施設条例等の一部を改正する条例案

(大阪市立保護施設条例の一部改正)

第1条 大阪市立保護施設条例（昭和39年大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に改める。

(大阪市立特別養護老人ホーム条例の一部改正)

第2条 大阪市立特別養護老人ホーム条例（平成17年大阪市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第17条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に、「支援給付又は」を「支援給付、」に、「(以下)」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付（以下）」に改める。

(大阪市介護保険条例の一部改正)

第3条 大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条第7号イ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に、「を含む」を「及

び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付を含む」に改める。

（大阪市立介護老人保健施設条例の一部改正）

第4条 大阪市立介護老人保健施設条例（平成8年大阪市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第20条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に、「支援給付又は」を「支援給付、」に、「(以下」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付（以下」に改める。

（大阪市設霊園条例の一部改正）

第5条 大阪市設霊園条例（昭和24年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第20条の11第1項第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に、「支援給付若しくは」を「支援給付、」に、「を受ける」を「若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及

び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付を受ける」に改める。

(大阪市営住宅条例の一部改正)

第6条 大阪市営住宅条例(平成9年大阪市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第5条第1項中「第20条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項第1号オ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に、「を含む」を「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む」に改め、同号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第6条中大阪市営住宅条例第2条第5号の改正規定及び同条例第5条第1項の改正規定(「第20条第1項」を「第29条第1項」に改める部分及び第1号クに係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

平成26年 9 月 9 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪市立保護施設条例ほか5条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立保護施設条例 (抄)

(設 置)

第1条 本市に生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永**並びに**

住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）**永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者**

号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされる場合を含む。以下法という。）の規定による保護施設（以下施設という。）を設置し、その種類、名称及び位置は、別表のとおりとする。

大阪市立特別養護老人ホーム条例（抄）

（支援給付を受ける者に対するこの条例の規定の適用）

第17条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後
並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付又は中国残留邦人等
、
の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19
年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の
促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106
号）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法によ
る改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14
条第1項の規定による支援給付（以下これらを「支援給付」という。）を受ける者については、
支援給付を生活保護法による保護とみなして、この条例の規定を適用する。

大阪市介護保険条例（抄）

（保険料率）

第8条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(6) 省 略

(7) 次のいずれかに該当する者 省 略

ア 省 略

イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後

並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者

の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律

（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成

25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付を含む。以下「支援給付」という。）

を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第

1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8)～(11) 省 略

大阪市立介護老人保健施設条例（抄）

（支援給付を受ける者に対するこの条例の規定の適用）

第20条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後
並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付又は中国残留邦人等
、
の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19
年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の
促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106
号）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法によ
る改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14
条第1項の規定による支援給付（以下これらを「支援給付」という。）を受ける者については、
支援給付を生活保護法による保護とみなして、この条例の規定を適用する。

大阪市設霊園条例（抄）

第20条の11 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で本市の区域内に住所を有するものに対しては、埋蔵使用許可に係る使用料の5割に相当する額を減額することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付若しくは中国残留邦人等及び特定配偶者並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者

の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付若しくは中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付を受ける者

- (2) 省 略

省 略

大阪市営住宅条例（抄）

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)－(4) 省 略

(5) 特定賃貸住宅 本市が都市基盤整備公団 から取得した中堅所得者に賃貸するため
独立行政法人都市再生機構

の住宅及びその附帯施設をいう。

(6)－(9) 省 略

（公営住宅の入居者資格）

第5条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定の適用を受ける者及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項に規定する居住制限者にあつては第3号及び第9号）の条件を具備する者
第29条

でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）については、この限りでない。

ア－エ 省 略

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者

に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

カ－キ 省 略

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下
保護等

この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次の
いずれかに該当するもの

(ア)～(イ) 省 略

ケ 省 略

(2)～(9) 省 略

2 - 3 省 略